

第 6 次広島県環境基本計画 骨子（案）

令和 8 年 6 月 4 日
環境県民局環境政策課

1 策定の趣旨

社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するための基本計画として策定する。

2 現行計画の位置づけ

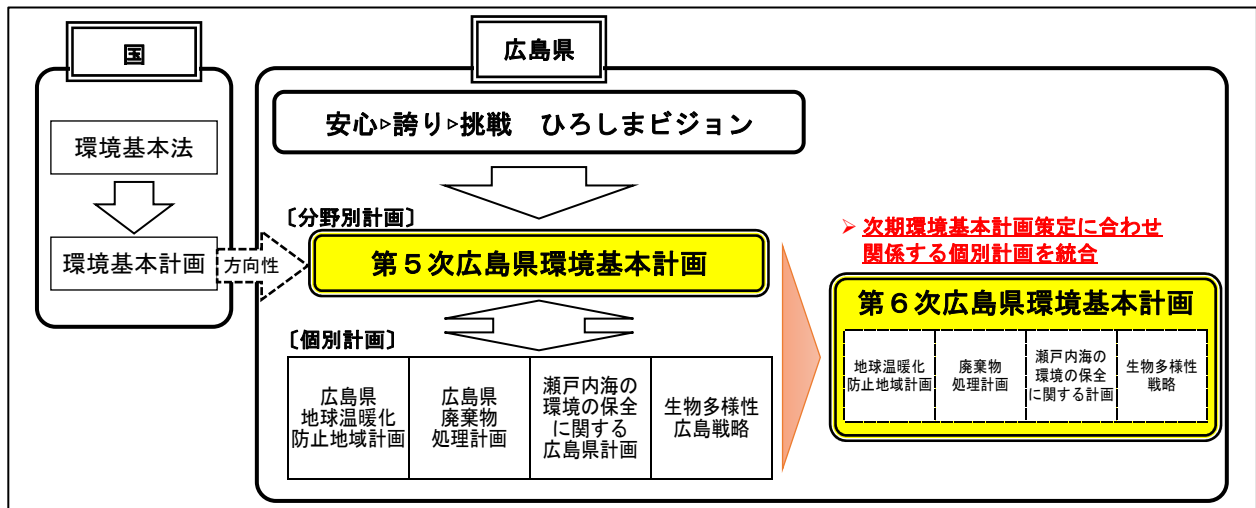
- 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における環境分野の分野別計画
- 広島県環境基本条例第 9 条第 1 項に基づく環境の保全に関する基本的な計画

3 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

4 関連計画との統合

環境法令に基づき策定している各種計画について、県民・事業者に対し、環境施策を総合的に分かりやすく伝える観点から、次期計画において統合して策定する。

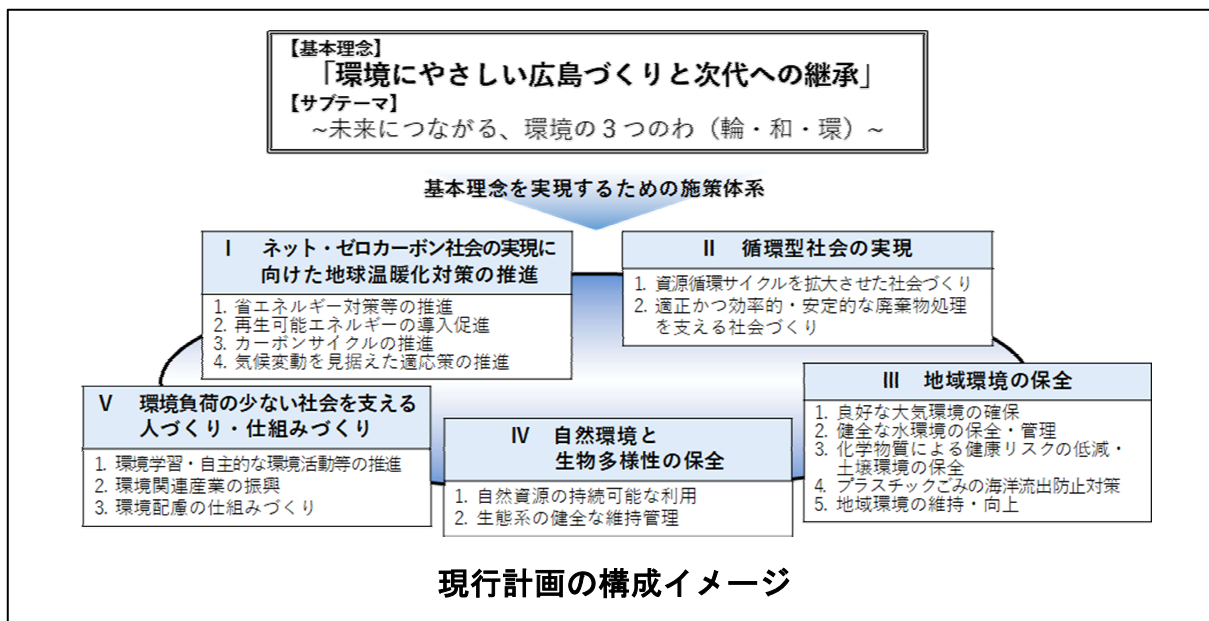


5 現行計画の振り返り

(1) 基本理念及び施策体系

基本理念として、広島県環境基本条例の前文を踏まえ、平成 9 年（1997）年の当初計画策定時から統一して設定している。また、サブテーマとして、基本理念を補完し、県民、事業者へ発信するメッセージを、第 3 次広島県環境基本計画（平成 23 年度～）以降、計画改定ごとに設定している。

施策体系は、第 3 次広島県環境基本計画以降、「地球温暖化対策」「資源循環」「地域環境保全」「自然環境保全」「基盤的取組」の 5 つにより取組を展開している。



(2) 主な取組と成果指標の検証

I ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

主な取組	2050年カーボンニュートラルに向けて、中小企業へのプッシュ型・伴走型支援、家庭向け省エネ機器更新促進のほか、自家消費型太陽光発電の導入促進、産官学民の協働体制による「小水力発電&社会課題」に挑戦するプロジェクトの発足、カーボンリサイクルの研究開発等を実施した。		
指標名	策定時数値	目標値	実績値
温室効果ガス排出量（県全体） [万 t-CO ₂]	5,903 (H25)	3,574(▲39.4%) ^{※1} (R12)	4,176(▲29.2%) ^{※2} (R6) 【達成見込み】
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県における温室効果ガス排出量の約7割を占める産業部門に対し、各企業の省エネ設備改修等の支援を実施した。一方、大企業を中心に取組は進んでいるものの、中小企業においては人材、資金、ノウハウ不足等の要因により具体的な取組に課題がある。 ・ 家庭部門に対しては省エネ機器の更新促進を行い、排出量は減少傾向にあるが、より一層の省エネ行動の促進と意識向上が重要。 ・ カーボンリサイクルに関する企業間マッチングや研究開発支援により共同研究・開発案件の創出を図った。今後は、技術・製品の事業化や社会実装を推進する必要がある。 		

※1 第3次広島県地球温暖化防止地域計画（令和5年3月改定版）で再設定した目標値

※2 国公表の実績値と直近の動向から推計したもの

II 循環型社会の実現

主な取組	資源の効率的な利用に向けて廃棄物の発生抑制及び再生利用の拡大を進めるため、廃棄物リサイクル施設整備の促進等を実施した。また、廃棄物の適正かつ安定的な処理のため、不法投棄防止対策や災害廃棄物処理体制の強化を実施した。		
指標名	策定時数値	目標値	実績値
一般廃棄物の再生利用率 [%]	31.8 (H30)	32.5 (R7)	34.1 (R6) 【達成見込み】
産業廃棄物の再生利用率 [%]	74.9 (H30)	75.5 (R7)	73.9 (R5) 【未達成見込み】

評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福山リサイクル発電事業が終了した一方で、市町のエネルギー回収機能を付加した処理施設の整備が進み、一般廃棄物の再生利用率は目標を上回る見込みである。 ・ 混合廃棄物の高度な破碎・選別施設の整備を支援し、再生利用を向上させた一方で、再生利用率の高かった製鉄所の閉鎖により、排出量や再生利用量が大幅に減少したため、産業廃棄物の再生利用率は低下した。 ・ プラスチックそのものの使用削減を図りつつ、廃プラスチックの効果的な分別収集・再資源化を推進するとともに、再生プラスチックの需要創出などの取組も進めて行く必要がある。 ・ 食品ロスや消費者及び事業者の双方から発生していることから、相互に連携・協働してサプライチェーン全体で取り組む必要がある。 ・ 太陽光パネルやリチウムイオン電池などのリサイクル困難物の対策などに取り組む必要がある。 ・ 産業廃棄物の処理状況の確認を徹底するため、電子マニフェストの普及を進めるとともに、監視指導による適正処理を推進した。 ・ 人口減少・少子高齢化などの社会環境の変化の中、廃棄物処理体制の維持・確保が必要である。 ・ 災害廃棄物に関し、能登半島地震において課題となった被災家屋等の公費解体や市町の受援体制整備について、取組の強化が必要である。
-------	--

III 地域環境の保全

主な取組	<p>大気・水・土壌等が環境基準に適合した良好な状態を確保・維持するため、工場・事業場への監視・指導や、大気・河川・海域・地下水の測定・監視等を実施し、その状況を毎年度、県民へ公表している。また、海洋プラスチックごみを削減するため、ワンウェイプラスチックの使用量削減やプラスチックごみ海洋流出防止対策を実施した。</p>		
指標名	策定時数値	目標値	実績値
大気環境基準達成率（二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素）[%]	100 (R1)	100 (R7)	100 (R3~R6) 【達成見込み】
3品目 ^{※3} の海岸漂着物量 [t]	8.4 (R1)	7.9 (R7)	1.5 (R6) 【達成見込み】
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、水、土壌において環境基準を概ね達成した。良好な生活環境が保たれるよう、引き続き、工場・事業場の効果的・効率的な監視に取り組む必要がある。また、有機フッ素化合物等による新たな汚染への対応が必要である。 ・ ワンウェイプラスチックの使用量削減やナッジ理論を活用した屋外回収拠点の多様化等による流出防止対策、海岸や街中での清掃活動等を行ってきた結果、3品目の海岸漂着物は目標を上回るペースで減少している。一方、海岸漂着物の構成割合は依然として、プラスチックが全体の約9割を占めていることから、プラスチック使用量削減等の取組の社会的な定着を図っていく必要がある。 		

※3 海岸漂着量の多いペットボトル、プラスチックボトル、食品包装・レジ袋の3品目

IV 自然環境と生物多様性の保全

主な取組	<p>県民が身近な自然とのふれあいの場として自然公園等施設を利用できるように施設の維持・管理を実施するとともに、新たな魅力創出の試みを行った。</p> <p>野生生物との調和的共存を推進するため、野生生物の生息調査や学習会等を実施した。</p>		
指標名	策定時数値	目標値	実績値
自然公園等利用者数 [千人]	9,642 (R1)	現状値より増加	8,271 (R6) 【未達成見込み】
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園等施設は整備以降30年程度経過している施設が多いことから、優先順位を考慮しつつ、必要な修繕に取り組むとともに、利用者ニーズに応じた施設への改修を行う必要がある。また、情報発信が施設コンテンツの紹介に留まっており、施設の魅力が県民に伝わっていない。 県民の生物多様性に関する認識が低い状況にある。また、鳥獣の生息範囲の拡大による生活環境への影響や、クマなど大型獣による人身被害に対する社会の関心の高まりを踏まえ、被害防止対策のより一層の強化が必要である。 		

V 環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり

主な取組	<p>県民や事業者が環境と経済・生活の両立が重要という認識を持ち、環境保全活動に取り組む基盤を整えるため、環境学習の推進や環境関連産業の振興を図った。また、県自ら温室効果ガスの削減や環境配慮率先行動に取り組んだ。</p>		
指標名	策定時数値	目標値	実績値
環境保全活動に取り組んでいる県民の割合 [%]	59.9 (R2)	65 (R5)	69.8 ^{*4} (R5) 【達成】
評価・課題	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動に取り組んでいる県民の割合は、上昇しているものの、伸び率は鈍化傾向にあることから、更なる意識醸成と実践行動の促進に向けた取組を、カーボンニュートラル等の施策領域ごとの取組と一体的に実施していく必要がある。 		

※4 県政世論調査で3年に1度、調査

6 社会情勢の変化

(1) 環境分野全体に関わる国際的な情勢変化

令和5（2023）年のG7広島サミットで採択された首脳声明では、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機並びに進行中の世界的なエネルギー危機からの未曾有の課題に直面している。」と、環境に関する3つの危機が述べられた。この課題解決のため、国内外で様々な取組が進められている。

ア 気候変動

国際的には、2015年のパリ協定採択以降、産業革命前からの平均気温上昇を1.5度以内に抑える目標達成のため、各国がエネルギー消費の削減や再生可能エネルギー導入といった温室効果ガス排出削減、災害への強靱化や健康、農林水産業などの分野における気候変動適応の取組を進めている。

イ 汚染

人類の社会経済活動で発生した大気、水質、土壌の汚染を引き起こす有害物質により、人の健康や生産活動及び生態系への悪影響が生じる。また、海洋プラスチックごみにより生態系を含めた

海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こしており、プラスチック製品等の流出防止が求められている。

ウ 生物多様性の損失

地球上の種、遺伝子、生態系の多様性が減少することで、生態系の機能が低下し、食料・医薬品などの資源喪失、疫病の発生、災害への脆弱性が増すなど、人類の生存基盤が脅かされる。2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するという目標が定められている。

(2) 経済・企業における取組の視点の変化

(1) に挙げたような近年の環境危機の顕在化により、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しているという認識が世界的に定着されつつある。

その結果、人々の環境と経済の関係についての認識は、以前の「環境対策はコストである」「経済成長と環境保全はトレードオフ」から、「環境問題への対応の在り方が競争力等に影響する」という考え方が広まってきている。国内の企業においても、ESG投資の普及、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の取組の浸透とともに、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化している。

(3) 分野ごとの情勢変化

分野	変化・課題
ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現 ・2035、2040年GHG排出量削減目標の設定（国温対計画） ・2040年再エネ導入目標4～5割（エネ基計画） ・データセンター設置の増加（消費電力↑） ・カーボンニュートラル投資促進税制の拡充（2024.4） ・排出量取引制度の本格稼働（年10万t以上の企業に義務化）（2026年度～） ・化石燃料賦課金制度の導入（2028年度～） ・地球温暖化や都市部のヒートアイランドによる暑熱環境の悪化 ・気候変動による農林水産業等における影響が顕在化
循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行（国第5次循環型社会形成推進基本計画） ・再資源化事業等高度化法の施行（資源循環のための事業者間連携（動静脈連携））（2025.11） ・国の食品ロス削減基本方針の見直しによる、未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）等の取組強化 ・多発する災害への対応（災害廃棄物処理体制の強化、被災した建築物からのアスベスト飛散防止等） ・廃棄物処理施設（最終処分場等）の周辺地域の不安への対応
地域環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロとする野心に合意（G7広島） ・瀬戸内海特別措置法改正に伴う栄養塩類管理制度の創設 ・PFAS等による新たな汚染への対応（化学物質、マイクロプラスチック等） ・アスベスト等の規制の強化
自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに陸域及び内陸水域の少なくとも30%、海洋及び沿岸域の少なくとも30%を効果的に保全及び管理するという目標（30by30目標）を2022年12月COP15で採択 ・国立公園満喫プロジェクト2026以降の取り組み方針策定 ・鳥獣保護管理法指定管理鳥獣へのクマ類の追加 ・鳥獣保護管理法の改正（人の日常生活圏に侵入したクマ類等を捕獲するための緊急銃猟制度の創設）

7 第6次計画の骨子（案）について

[基本理念]	環境にやさしい広島づくりと次代への継承
[サブテーマ]	～ <u>持続可能な広島の未来へ</u> <u>環境による「価値」の創造に向けて</u> ～

(1) 基本理念

基本理念は、広島県環境基本条例に掲げる前文を踏まえ、計画策定当初から統一しており、次期計画でも継続する。

(2) サブテーマ

今後5年間の計画期間での方向性として定めるサブテーマとして、「6 社会情勢の変化（5～6 ページ）」に示した、環境分野における3つの危機（気候変動、汚染、生物多様性の損失）等を背景に、社会経済活動の環境に対する取組が変化してきていることを踏まえ上記のとおり定める。

県・県民・事業者が主体となって、環境の「価値」を積極的に高め、活用していくことが、企業のブランドや競争力の向上、県民の生活の質の向上という「価値」につながり、それを基盤として広島が持続的な成長・発展をしていくという姿を目指す。

(3) 計画期間における視点と注力する取組

G7広島サミットでは、環境分野における3つの危機等の課題に対し、先進国として次のように取り組むことが述べられている。

我々は、持続可能で包摂的な経済成長及び発展を確保し、経済の強靱性を高めつつ、経済及び社会システムをネット・ゼロで、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経済へ転換すること、及び2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させることを統合的に実現することにコミットする。

本県において、この実現に向けて取り組むとともに、環境による価値の創造につなげていくため、次の3つのポイントに注力していく。

ア ひろしまネット・ゼロカーボンの推進

脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた機運醸成等により省エネの推進及び再エネ導入を促進するとともに、大崎上島でのカーボンリサイクル実証研究拠点と連携し、カーボンリサイクル技術・製品の事業化・社会実装を推進することにより、ネット・ゼロカーボン社会への移行を目指す。

イ 海洋プラスチックごみ対策を軸とした循環経済の形成

これまで焼却・埋立処理されていた家庭系・事業系プラスチックの徹底的な資源循環を推進するとともに、瀬戸内海の新たな海洋プラごみゼロに向けた使用量削減等の取組の社会実装を図ること、資源消費を抑制し、環境負荷が低減された循環経済の形成を目指す。

ウ 生態系の保全と持続可能な活用

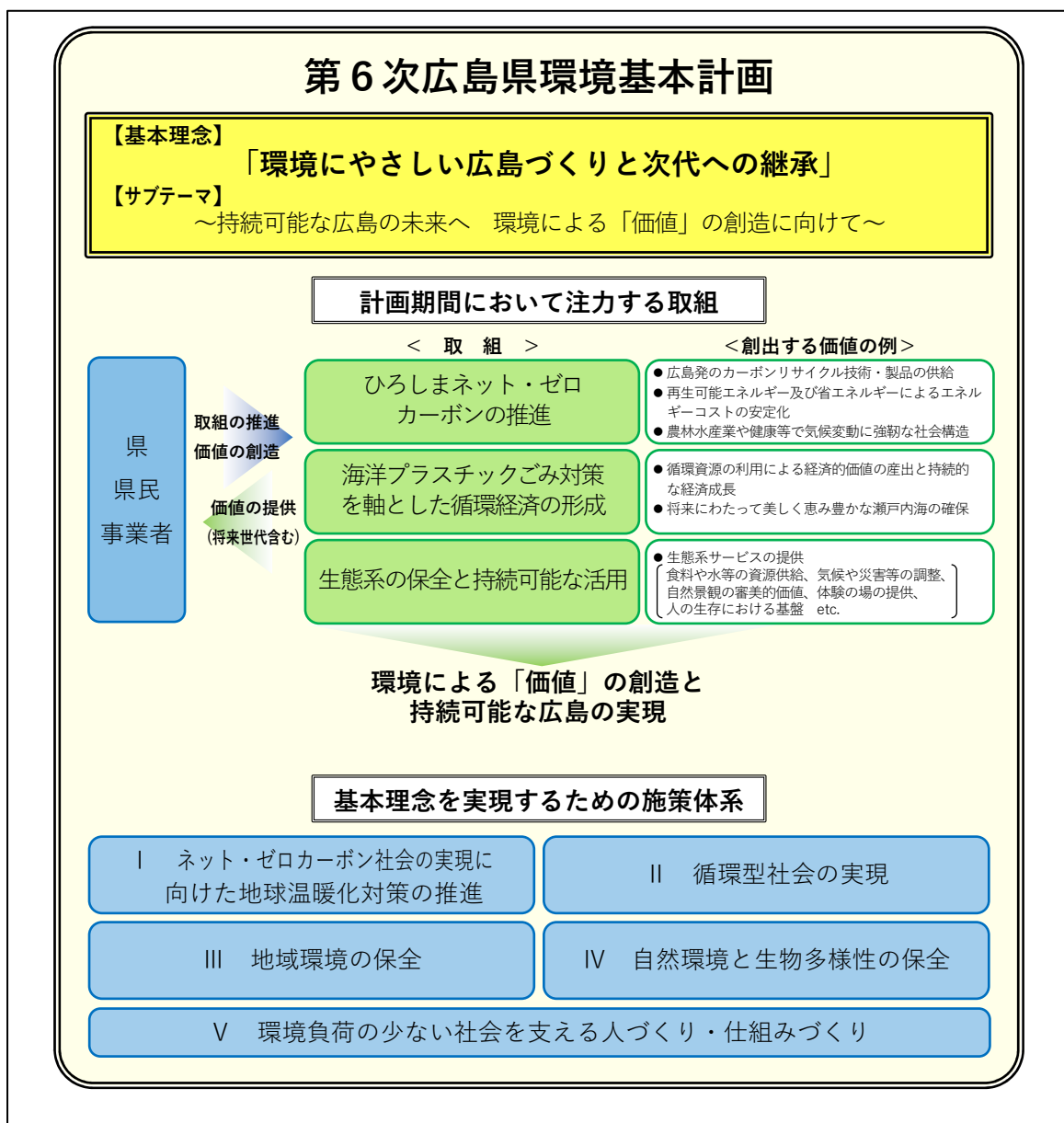
自然公園施設の機能強化や魅力の情報発信により県民が将来にわたって自然に触れ合い楽しめる機会や生物多様性を学ぶ機会を増やし、自然環境保全や野生生物保護の重要性に対する理解醸

成を進めることで、地域資源を活かした社会経済活動と自然環境の保護活動が調和した地域社会の構築を目指す。

(4) 施策体系

環境分野における3つの危機は密接に関連しあっている^{※5}ことから、その解決に向けた取組については、「地球温暖化対策の推進」「循環型社会の実現」「地域環境の保全」「自然環境と生物多様性の保全」「人づくり・仕組みづくり」の5つの施策体系により総合的に推進していく。

※5 海岸のプラスチックごみ対策（上流での流出防止、海岸清掃）が、海洋のマイクロプラスチック汚染と生態系保全の両方に寄与したり、資源循環の取組（3R）や山林の健全な生態系保全の取組（外来生物防除、森林施業）が温室効果ガス削減に寄与するとともに、地球温暖化対策や大気汚染対策の結果が生態系に好影響を与え、または対策が不十分であれば悪影響を与えるなど、環境問題は相互に因果関係や依存関係になっている例が多く存在。



(5) 施策体系ごとの取組の方向性

現行計画での課題や社会情勢の変化を踏まえ、取組の方向について記載内容の追加や拡充を行う。
 (下線部：計画に新たに記載・拡充する事項)

I ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進 【地球温暖化防止地域計画 相当部分】

<p>目指す姿（5年後）</p>	<p>ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、省エネ住宅や省エネ家電等の普及・拡大や、生産・加工・流通・消費の各段階における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用が進み、二酸化炭素の排出をできるだけ抑えた暮らしや事業活動が定着しています。加えて、資源としての二酸化炭素の再利用や石油由来プラスチックからの代替などを促進し、環境と地域経済の好循環を図りながら、広島型カーボンサイクル構築の取組が加速しています。</p>
<p>課題、社会情勢の変化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人材、資金、ノウハウ不足等により具体的な取組が進みづらい中小企業に対し、脱炭素経営を通じた企業価値の向上に資する支援を行うとともに、家庭における省エネ行動の普及・定着を促進することが必要 ・再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けて、地域共生・環境配慮を前提とした太陽光発電や小水力発電等の導入促進が必要 ・カーボンリサイクル技術について、研究開発支援から事業化・社会実装まで切れ目のない支援が必要 ・気温上昇による熱中症リスクの増大や、農林水産物等への影響が顕在化していることから、気候変動適応策の取組の推進が必要
<p>今後の取組の方向性（主なもの）</p>	<p>1 省エネルギー対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対する「<u>脱炭素経営</u>」視点での伴走型支援 ・家庭での<u>省エネ・脱炭素行動の定着促進</u> ・脱炭素に取り組む人材育成の支援 ・断熱性能の高い省エネルギーの建築物、住宅の普及推進 <p>2 再生可能エネルギーの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域共生、環境に配慮した太陽光発電の促進</u> ・市町、地元団体等と連携した小水力発電等の<u>導入促進・環境づくり</u> ・廃棄物や下水道など未利用エネルギーの有効活用 <p>3 カーボンサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島型カーボンサイクル構築に向けた<u>研究開発支援等による社会実装の推進</u> ・<u>陸上や海洋の生態系における炭素貯留に係る認証制度の普及・推進</u> ・林業経営を通じた森林の持続的な経営管理 <p>4 気候変動への適応策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応に係る情報収集及びそれに基づく知見の発信 ・熱中症の予防や対策に関する普及啓発 ・<u>農林水産分野等における気候変動適応策の推進</u>

II 循環型社会の実現 【廃棄物処理計画 相当部分】

<p>目指す姿（5年後）</p>	<p>廃棄物が適正かつ効率的・安定的に処理されているとともに、新たな資源の投入量・消費量を抑えつつ、発生した廃棄物が素材ごとに高度に選別され、資源として再生利用されることにより、循環経済が構築されています。</p>
<p>課題、社会情勢の変化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な輸入規制等により取組強化が求められるプラスチックや再生利用率が全国平均より低いがれき類を重点対象とし、製造業等の動脈産業と廃棄物処理業等の静脈産業との連携を通じた地域の資源循環の推進が必要 ・国が策定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が連携して、更なる普及啓発を推進するとともに、削減に向けて取り組むことが必要 ・能登半島地震の災害対応に関する新たな知見や課題等を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制を強化していくことが必要
<p>今後の取組の方向性（主なもの）</p>	<p>1 循環経済への移行に向けた資源循環の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>動静脈連携によるライフサイクル全体での効率的なプラスチック資源循環の推進</u> ・<u>事業者及び市町等の各主体と連携した食品ロス削減の推進【食品ロス削減推進計画として位置づけ】</u> ・<u>建設廃棄物のリサイクルの高度化の推進</u> ・太陽光パネルやリチウムイオン電池などのリサイクル困難物に対応した取組の強化 <p>2 廃棄物処理システムの更なる充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物のトレーサビリティ強化及びドローン等を活用した監視指導の徹底 ・廃棄物処理施設における維持管理基準の指導等による適正処理の確保 ・市町や警察等、関係機関と連携した不法投棄、不適正処理事案の対応 ・少子高齢化など社会環境の変化に対応する、効率的・安定的な一般廃棄物処理体制の確保 ・<u>能登半島地震で明らかとなった課題を踏まえた災害廃棄物処理体制の拡充</u>

III 地域環境の保全

<p>目指す姿（5年後）</p>	<p>大気・水・土壌等が環境基準に適合した状態が引き続き保たれています。また、海洋プラスチックごみによる新たな汚染がゼロになる仕組みの構築や、海洋生分解性プラスチック等の開発・普及促進の取組が進んでいるとともに、かき養殖に由来するごみの流出防止対策の徹底が図られることにより、本県の宝である瀬戸内海の環境が保全されています。さらに、これらの情報が県民へ適切に発信されることで、安全・安心に生活できる良好な地域環境が確保されています。</p>
<p>課題、社会情勢の変化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境が保たれるよう、工場・事業場の効果的・効率的な監視の他、PFAS 等による新たな汚染への対応が必要 ・栄養塩類の管理等、海域環境の保全に対する新たな対応が必要 ・海岸漂着物の約9割を占めるプラスチックについて、代替素材への転換やリユース容器の利用等に係る社会定着、プラスチックごみの漏洩防止が必要
<p>今後の取組の方向性（主なもの）</p>	<p>1 良好な大気環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などの大気汚染物質の常時監視及び緊急時の迅速な情報提供

	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの飛散・暴露防止のための建築物解体工事における監視指導 ・騒音、振動、悪臭の防止対策の推進 <p>2 健全な水環境の保全・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域及び地下水における水質の保全・管理 ・瀬戸内海の水質及び沿岸域の保全、生物の生息環境の整備、<u>栄養塩類管理計画の策定</u> 【瀬戸内海的环境保全に関する計画 相当部分】 <p>3 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の管理徹底及び排出抑制の推進 ・ダイオキシン類及び土壌汚染対策の推進 ・<u>PFAS等による新たな汚染への対応</u> <p>4 プラスチックごみの海洋流出防止対策 【海岸漂着物計画 相当部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>プラスチックの使用量削減に係る取組の社会実装の促進</u> ・<u>漏洩防止効果のあるごみ箱への転換等によるプラスチックごみの流出防止</u> ・漁業系資材の機能向上、適正処理等による流出防止の徹底 ・海岸等における実態調査 <p>5 地域環境の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内主要企業との環境保全協定の締結及び監視 ・環境汚染事故時における関係機関と連携した適切な対応
--	---

IV 自然環境と生物多様性の保全 【生物多様性戦略 相当部分】

目指す姿（5年後）	<p>自然公園等施設が、身近な自然や生きものとのふれあいの場として、安全で快適に楽しみながら県民に広く利用されているとともに、貴重な生きものに関する環境学習や保護活動の情報が得られ、自然環境保全や野生生物保護管理の重要性の理解が深まっています。</p>
課題、社会情勢の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園等施設は整備後 30 年程度経過している施設が多く、利用者ニーズに対応できていないことや、情報発信が施設コンテンツ紹介に留まっていることから、適切な施設改修や情報発信に向けた取組が必要 ・県民の生物多様性に関する認識が低いため普及啓発の取組が必要であり、鳥獣の生息範囲の拡大による生活環境への影響やクマなどによる人身被害に対する社会の関心の高まりを踏まえ、野生動物の出没防止対策が必要
今後の取組の方向性（主なもの）	<p>1 自然資源の持続可能な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県民のニーズ等を踏まえた、自然公園等施設の改修</u> ・<u>効果的な情報発信</u> ・環境保全地域等における開発行為や動植物の捕獲採取等の規制による健全な自然環境の保全 ・<u>「自然共生サイト」の登録に取り組む事業者等との情報共有・連携による多様性の保全の促進</u> <p>2 生態系の健全な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生生物の生息地維持等による生態系の保全活動の推進 ・生物多様性に対する理解促進のための観察会やパネル展示 ・<u>イノシシやツキノワグマ等の人里への出没対策・被害防止対策</u> ・外来生物の侵入防止や防除対策 ・野生動物を介した感染症の監視や拡散防止

V 環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり

<p>目指す姿（5年後）</p>	<p>県民や事業者が環境問題を自らの問題として捉え、環境と経済・生活のどちらかではなくどちらも追求する社会となるよう、環境保全に取り組む人材が育成され、地域や企業において具体的な活動が行われています。</p>
<p>課題、社会情勢の変化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動への県民の関心度は高まっている一方、実際の行動には十分つながっておらず、環境保全活動に取り組んでいる県民の割合の伸び率は鈍化傾向にあることから、県民や事業者が環境問題を自らの問題として捉えられるよう、更なる意識醸成と実践行動の促進に向けた取組が必要
<p>今後の取組の方向性（主なもの）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境学習・自主的な環境活動等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 県民への環境配慮・実践行動に向けた啓発広報の実施 自主的な環境活動を行う団体等への支援 家庭の省エネ行動の定着（再掲） 2 環境関連産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> 環境・エネルギー産業の集積、研究開発の推進 3 環境配慮の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステム等による環境に配慮した事業活動の普及促進 県自らの脱炭素やグリーン購入等による環境配慮率先行動

（6）次期計画策定後のマネジメント

県は計画に掲げる基本理念、目指す姿を実現するために取組を推進し、県民、事業者及び市町などの取組支援や各主体間の連携促進を行い、広域的な課題の解決にあたっては国及び関係府県等とも連携していく。

また、計画の実効性を確保するため、PDCA サイクルに沿って課題の把握や施策の検証を行い、施策・事業の実施状況は、毎年度、環境白書を活用して、県民に公表する。